

支部ニュース

2026年1月 No.625

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 メゾン文京関口 II 202号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

発行 自由法曹団東京支部

- 新年のご挨拶 激動の2026年を迎えて……………支部長 滝沢 香
- 支部総会のご案内……………幹事長 久保木 亮介
- 「結婚の自由をすべての人に」訴訟
 - ・東京二次高裁判決について……………東京南部法律事務所 向井 香織
- 12月支部学習会
 - 「〈最新情勢〉選択的夫婦別姓に向けて」のご報告……………東京東部法律事務所 柏木 優孝



支部長 滝沢 香

2026年が始まりました。年明け早々12月には予想もしていなかったことが続いています。

トランプ大統領はベネズエラへの侵攻と大統領の拉致という、国際法を無視した蛮行により、さらにグリーンランドの領有まで主張しています。

高市首相は、自らの統一協会との濃厚な関係や政治資金規制法違反などが問題となり、同じく国民健康保険料逃れの追及を逃れたい維新の会と利害が一致して、年度内予算の成立をなげうって法的根拠のない無責任な通常国会冒頭解散を強行しました。これに対して、立憲民主党と公明党が中道改革連合を結成しましたが、その基本方針は、安保法制を合憲とし、原発再稼働を容認するもので、立憲民主党に託してきた国民の期待がないがしろにされています。総選挙は憲法改正を許さず、安保法制の廃止を目指す勢力を国会でどう増やしていくかの正念場です。

そして、このような情勢では、選挙の結果に関わらず、スパイ防止法や憲法審査会の審議の進展などの危険性が去ることは期待できないかもしれません。法律家団体としては、選挙後の通常国会に対してしっかりと対応していくことも求められています。自維勢力を

少数に追い込めば、企業団体献金の廃止、選択的夫婦別姓、議員立法によるまともな再審法改正など、市民の運動と連帶して情勢を跳ね返していく可能性もあります。

私は、1月半ばに、毎年恒例の東京弁護士会での沖縄調査に行きました。首里にある一中戦没学徒資料室での、10歳台半ば前後で鉄血勤皇隊や通信隊等で召集された子どもたちが壕の中で書かれた遺書や残した遺髪や爪の展示、進学や就職などが決まっていたのに戦場の最前線に放り出された学徒たちの話などは涙を誘うものでした。現在、辺野古埋立の土砂搬出が続いている勝連半島先の宮城島ではうるま市の住民たちが、2枚の横断幕を複数人で持って5メートルほどをゆっくり歩くムカデ歩きで50分間ダンプの搬出を止めるという運動を平日の午前午後毎日行っています。大浦湾には作業船や台船の数が増えて範囲も広がっていますが、軟弱地盤を改良するのに20年かかるペースの工事で（断層もあり、最深のB27地点の90メートルの工事は過去に例がない）、「造ることが非現実的」なのです。キャンプ・シュワブ前座り込みや安和桟橋・塩川港での搬出阻止の運動も続いている。改めて日本全体の問題であることを広めていく必要性を感じました。

厳しい情勢ではありますが、旺盛に活動をしていきましょう。



また、昨年から今年にかけて何人の東京支部団員とお別れをすることになっています。

皆さん、健康にはくれぐれも留意して下さい。

1年間よろしくお願ひいたします。



支部総会のご案内



幹事長 久保木 亮介

「力による支配」と「戦争する」国づくりとたたかうために ～熱海支部総会に参加しよう！

トランプ政権による国際法を無視し、国連を否定する行動は留まることころを知りません。大国によるむき出しの「力による支配」を認める時代に逆行するのか否か、世界史の大きな分かれ道とも言うべき状況に、私たちは直面しています。

しかし、高市政権はトランプ政権に追随し、多くの国民・住民が異常な物価高にあえぐ中、異常な軍拡を推進し、非核三原則をも否定しようとしています。「存立危機事態」発言等、自ら危機を作り出し、東アジアによる戦争の危険性を高めています。

いかなる侵略戦争にも反対し、国際法の平和のルールを守らせるための大きな運動を、この日本社会で作り出せるのか。それとも、「スパイ防止」法制定などの「戦争する」国づくりがさらに強行されてしまうのか。今年は、わたしたち自由法曹団がいかなる役割を果たすべきか、果たし得るかが問われる1年になるでしょう。

今年の支部総会は、基調講演の講師として、三牧聖子先生（同志社大学教授、アメリカ政治史）がご講演されます。三牧先生は、ガザ虐殺容認など米政権のダブルスタンダードを厳しく追及し、新しい世代（Z世代）の動向を鋭く分析されており、図らずもタイムリーな企画になったと思います。

支部の皆さんは日常の事件活動に追われていることと思いますが、2月20日、21日だけはぜひ！時間を空けて熱海に集まりましょう。お互いの取り組みを交流しあい、視野を広げ、憲法を守り活かすためのたたかいのため英気を養いましょう！！

今年も、昨年に引き続き宿泊付で開催します。
多くの方の現地でのご参加をお待ちしております。



申込み用紙も同封しています！



執行部の申込管理の負担軽減のため、
できる限りこちらのQRコードから
お申込みをお願いいたします。

申込み締切りを2月3日(火)
まで延長いたします。



「結婚の自由をすべての人に」訴訟 東京二次高裁判決について

東京南部法律事務所 向井 香織

1 予想していなかった合憲判決

2025年11月28日、法律上同性のカップルが婚姻できない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）の違憲性を問う一連の「結婚の自由をすべての人に」訴訟の東京二次訴訟控訴審において、東京高等裁判所は、本件諸規定が憲法24条1項、2項及び14条1項のいずれにも違反しないとの合憲判断を下しました。

2019年2月14日、一連の「結婚の自由をすべての人に」訴訟が始まり、全国5ヶ所の裁判所（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）で6つの訴訟が行われています（東京は二次訴訟も提起）。全国の原告は30名以上、弁護士は約80名が関わっています。

札幌、東京（一次）、名古屋、大阪、福岡の5高裁では、いずれも法律上同性のカップルが婚姻できないことは憲法違反であるとしました。これら高裁判決の最後を締めくくるのが、東京二次訴訟の控訴審判決でした。入廷行動時、原告・弁護団は、違憲判決を確信し、どのような違憲判断となるか、その内容に期待していました。しかし、結果は合憲判決、誰も予想していなかったことでしょう。判決言い渡し後、原告・弁護団は顔を見合わせ、混乱・怒り・落胆等のさまざまな感情の中で、何と言葉にすべきか分からず、ただただ静かな重苦しい空気が法廷を流れていきました。判決言い渡し直後、普段はロビーに軽く集まる程度ですが、急遽、弁護士控え室に集まり、緊急会議が始まりました。裁判所はどのような理由で合憲と述べたのか、旗出しで何をコメントすべきか、原告さんには無理に旗出しに出てもらわなくて大丈夫等、そして口々に「ありえない」「どうしよう、これから・・・」という言葉が飛び交いました。

2 国民の対立を煽りかねない不当判決

詳しい判決内容については、CALL4のHP等に掲載されていますので、そちらをご確認ください。ここでは、不当判決と評価すべきポイントについて記載させていただきます。

東京二次高裁判決は、本件諸規定の立法目的について、「『一の夫婦とその間の子』の結合体を、社会の基礎的な構成単位となる基本的な家族の姿として想定する本件制度設計に立って、夫婦が夫婦としてどうあるべきかという観点のみならず、その間に生まれてくる子の父母としてどうあるべきかという観点から、具体的な婚姻の要件及び効果を定め」ているとし、その合理性を重視しました（判決56頁）。

また、その前提として、現実に法律上同性のカップルが存在すること、法律上同性のカップルが法律上異性のカップルと同様の社会生活を営んでいること、法律上同性のカップルが子を養育していること等の事実を軽視し、憲法前文を引用して「『われらとわれらの子孫のために（中略）この憲法を確定する。』」とうたうように、国家は、国民社会が世代を超えて維持されることを前提とするものである。そして、男女の性的結合関係による子の生殖が、今なお世代を超えて国民社会を維持する上で社会的承認を受けた通常の方法であることにも変わりはなく、この方法において、国民社会が世代を超えて安定的に維持されることを期することは困難である」（判決55頁）とまで述べました。

さらに、東京二次高裁判決は、「本件諸規定が存在しなければ、誰も婚姻ができなくなり、憲法13条、24条に違反する結果となるから、その存在が憲法に違反することもあり得ない」（判決56頁）と述べますが、原告・控訴人らは、法律上異性のカップルの婚姻それ自体を否定していません。むしろ、その現行の制度に法律上同性のカップルも迎え入れるべきである、なぜ法律上異性のカップルを排除するのか、そのことを問うているのです。このような東京二次高裁判決の記載ぶりは、法律上異性のカップルと法律上同性のカップルとの間の対立や、一部の国民の差別心を煽るものであり、司法判断として許容することはできません。

現に、東京二次高裁判決後、同判決に焚きつけられるような格好で、各地の弁護団のSNS、代理人弁護士宛てにヘイトコメントや文書が届く事態も発生しました。

3 いよいよ最高裁に向けて

2019年の訴訟提起からもうすぐ6年です。この間も、日本社会で暮らす性的マイノリティは、それぞれの人生を歩んでいます。他のカップルと同様に、「愛する人と結婚したい」「家族や友人、職場や社会に、自分たちの関係をごく当たり前のこととして祝福され、認めてほしい」。一連の訴訟において、私たちは、多くの人にとってあたりまえの暮らしを求めていました。ただそれだけです。

東京二次高裁判決の内容に気を取られがちではありますが、「結婚の自由をすべての人に」訴訟においては、これまで地裁・高裁を含め12の判決が言い渡され、そのうち10の判決が違憲判断を下しました。その過程において、違憲に至る論理も進歩し、各論点を一步一步乗り越えてきたという事実に変わりはありません。東京二次高裁は、これら一連の判決が積み上げてきた流れを無視するものでしたが、その判断理由は、これまでの判決が積み上げてきた武器で闘えるものであるだろうとも思います。

最高裁に向けて、より一層身が引き締まるとともに、一日も早い結婚の平等の実現に向けて、原告・弁護団・支援者の皆様とともに歩んでいく所存です。最後まで本稿をお読みいただいた皆様におかれましても、引き続き「結婚の自由をすべての人に」訴訟に対するご支援をいただければ幸いです。

以上

12月支部学習会

「〈最新情勢〉

選択的夫婦別姓に向けて」のご報告



東京東部法律事務所 柏木 優孝

12月22日の支部の拡大幹事会では、井田菜穂さん（一般社団法人あすには 代表理事）を講師にむかえて、学習会「〈最新情勢〉選択的夫婦別姓に向けて」を行いました。当日は、東京支部以外も含め多く団員が参加されるなど、大変充実した学習会となりました。以下、学習会でご講演いただいた内容をご報告します。

初めに、「一般社団法人あすには」についてご紹介いただきました。「一般社団法人あすには」は、2018年末に会社員7名で議員陳情をはじめ、2023年に法人化、約1000人のメンバー登録者とともに選択的夫婦別姓の法制化を目指して活動しており、東京三会とは、選択的夫婦別姓推進の意見書の可決を目指して連携しているということでした。2015年時点では、地方議会から国会に提出された選択的夫婦別姓推進の意見書は50件でしたが、2025年12月20日時点では582件まで増加し、国会では2025年5月30日に、実に28年ぶりに選択的夫婦別姓が衆議院法務委員会で審議入りしているということです。

次に、各党からどのような案が出されているのか。立憲民主、維新、国民民主の3案について、戸籍の書き方を比較して、説明いただきました。そして、2026年に、旧姓の法制化案が提出される可能性があるとして、高市政権が目指している旧姓通称使用法制化とはどのようなものか、高市議員案、木原議員案、維新案を比較して説明いただきました。また、旧姓の通称使用では、商業登記簿の記載や海外在住での問題など本人に多大な負担が生じること、企業や行政の負担も大きいこと（例えば、旧姓併記システム改修だけで約200億円の予算を要し、自治体の財政も圧迫する）をご指摘されました。選択的夫婦別姓導入であれば、戸籍システムはすでに別姓に対応するようにできているので、大きな改修は必要ないとのことでした。

それでは、なぜ高市政権は、住民基本台帳を複雑なシステムにしようとしているのか。それは、支持層である宗教思想団体のためではないかということと、日本会議と議員との関わりを指摘されました。過去にも、選択的夫婦別姓導入が可決されそうになると、旧姓の通称が毎度持ち出されて阻まれていること、その理由について、積極的に選択的夫婦別姓を進めると、宗教思想団体とのつながりから、政権運営がままならなくなってしまうことを指摘されました。次いで、なぜ日本会議が選択的夫婦別姓を導入することに反対しているのか、その成り立ちや考え方について説明いただきました。議員と日本会議との関係性について、選挙のときに意見が違うと落選運動を受けてしまう、落選運動が怖くて逆らえないという議員もいるという実態を指摘されました。

また、選択的夫婦別姓を求める活動に対する嫌がらせの実態についてもお話しされました。すべての党に旧姓使用者の困りごとをヒヤリングする勉強会を打診したところ、一部の議員などが、選択的夫婦別姓を求めて活動している人に対し、でたらめなことを言っていると匿名アカウントで拡散し、それにより匿名の誹謗中傷や嫌がらせを受けることになった

ということでした。

高市総理の矛盾についてもお話しされました。高市総理は総務大臣時代に旧姓併記を進めてきており、旧姓使用で困らないということでしたが、総裁選の出馬に際して、あえて離婚して旧姓使用をやめて、夫を改姓させて再婚するということをしています。本当に、旧姓使用で生活上困らないのであれば、旧姓使用でも首相になれる証明すべきではなかったのではないかと指摘されました。

現在、選択的夫婦別姓待ちで事実婚でいる人は、20代から50代だけでも58.7万人いると推測されており、婚姻届を提出しなければ、税の控除、医療行為への同意、相続権がないなど多くの困りごとがあるということです。選択的夫婦別姓に関する10代、20代の賛成率は90%を超えていたということでした。なお、第6次男女共同参画基本計画について、パブリックコメントに9割反対があったということでしたが（前回のパブリックコメントでは400件以上の導入を求める声、反対は0）、これについて分析した結果、ほとんどがコピペ投稿であることが判明し、まったくパブリックコメントの体をなしていないことが明らかとなり、夫婦別姓に否定的というパブコメについて、組織投稿が疑われるということでした。

このような現状から、高市政権のもとでは選択的夫婦別姓の導入は難しいと考えて、海外の法律によって別姓婚する人が増えているということです。例えば、海外（ハワイ）にわたって、リーガルマリッジの証明書を得てこようとするというもの、保険省に出頭して、マリッジライセンスを発行してもらい、セレモニーをやって完結するという当事者が増えているということでした。今後の運動のすすめ方として、例えば、海外の成婚ツアーなどの企画や、自治体と企業に対して旧姓法制化のコストとリスクを周知すること、宗教思想団体が女性の人権を制限する国では経済成長率は上がらず、少子化も止まらないことを周知することなどをお話しされました。

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害（認知症含む）による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返ります。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン（入院による就業不能時追加補償特約）をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン（A型）、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害（認知症含む）による就業障害も補償します。
- ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：050-3808-5528 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ25-07055 2025年9月10日)